

中期目標及び中期計画（素案）の概要
（独立行政法人日本スポーツ振興センター）

1. 中期目標について

- (1) 中期目標の期間
 - ・ 中期目標の期間は、平成15年10月1日から平成20年3月31日までの4年6ヶ月間とする。
- (2) 業務運営の効率化に関する事項
 - ・ 1 経費の抑制
 - ・ 2 組織及び定員配置の見直し
 - ・ 3 業務運営の点検・評価の実施
- (3) 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
 - ・ 1 スポーツ施設の運営・提供
 - ・ 2 国際競技力向上のための研究・支援
 - ・ 3 スポーツ振興のための助成
 - ・ 4 災害共済給付事業
 - ・ 5 スポーツ及び児童生徒等の健康の保持増進に関する調査研究並びに資料の収集及び提供等
 - ・ 6 学校給食用物資の取扱い
- (4) 財務内容の改善に関する事項
 - ・ 1 自己収入の確保及び予算の効率的な執行
 - ・ 2 資金の運用及び管理
- (5) その他業務運営に関する重要事項
 - ・ 1 長期的視野に立った施設整備・管理の実施
 - ・ 2 人事に関する計画

2. 中期計画について

- (1) 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
 - ・ 1 経費の抑制
 - ・ 2 組織及び定員配置の見直し
 - ・ 3 業務運営の点検・評価の実施

- (2) 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
 - ・ 1 スポーツ施設の運営・提供に関する事項
 - ・ 2 国際競技力向上のための研究・支援事業
 - ・ 3 スポーツ振興のための助成に関する事項
 - ・ 4 災害共済給付事業に関する事項
 - ・ 5 スポーツ及び児童生徒等の健康の保持増進に関する調査研究並びに資料の収集及び提供等に関する事項
 - ・ 6 学校給食用物資の取扱いに関する事項
 - ・ 7 一般勘定の積立金の使途

- (3) 予算（人件費の見積もりを含む。） 収支計画及び資金計画
 - ・ 1 自己収入の確保及び予算の効率的な執行
 - ・ 2 資金の運用及び管理
 - ・ 3 期間全体に係る予算（人件費の見積もりを含む。）
 - ・ 4 期間全体に係る収支計画
 - ・ 5 期間全体に係る資金計画

- (4) 短期借入金の限度額
 - ・ 業務運営上必要な短期借入金の限度額は、 億円とする。

- (5) 重要な財産を譲渡し、又は担保しようとするときは、その計画
 - ・ 重要な財産等の処分等に関する計画の見込みはない。

- (6) 余剰金の使途
 - ・ 1 施設及び執務環境等の整備
 - ・ 2 主催事業及び調査研究事業の充実

- (7) その他主務省令で定める業務運営に関する事項
 - ・ 1 長期的視野に立った施設整備・管理の実施
 - ・ 2 人事に関する計画
 - ・ 3 その他業務運営に関する事項
 - ・ 4 中期目標の期間を超える債務負担